

総合支援契約のご案内

将来の生活や、金銭管理、身上監護に不安があっても、周囲に支援してもらえない親族がいない、あるいは頼れない方々に、ご希望に沿った支援をする後見人のご案内です。

後見人とは、将来、判断力が低下した時、家族、親族に代わってその方々のために、法律面・生活面での支援を行う成年後見制度にもとづいて定められています。この制度は、介護保険制度と共に2000年に導入されました。信頼できる身内が近くにいない、いても頼りたくない、頼れないとお考えの方々に寄り添い支援することが目的です。

現在、判断力は十分にあるけれど、将来に不安があるとお考えの方々には、任意後見契約という方法があります。将来、判断能力が衰えた時のために、支援してもらおう後見人と支援内容（代理権など）をあらかじめご本人の意思で決め、契約しておくものです。公正証書にすることが義務付けられています。ご本人の判断能力が低下したと見られる時には、家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が選んだ後見監督人の監督のもとに、任意後見人が金銭管理や契約事務等を行います。

任意後見契約だけでは、任意後見監督人が選ばれる状態になるまで支援がありませんが、福祉クラブ生協では、お互いの信頼関係を築く上でも必要な、お元気な期間に対する事務支援契約をも併せて結んでおく総合支援契約によって、将来の生活に不安を覚える方々の見守りや生活に必要な支援を行います。お元気づちからご希望に沿って身上監護や日常財産管理の支援が受けられるというものです。さらにご希望の方には、入院などの時必要になる身元保証支援、あるいは、将来お亡くなりになった際の葬儀、自宅整理などの死後事務支援（別途契約）など、福祉クラブ生協独自の支援方法があります。これらの総合支援契約、任意後見契約、後見人の権限などについては公正証書が作成され、法務局に登録されますので安心です。

個人ではなく福祉クラブ生協が法人として後見人になるので安心いただけます。ご本人、ご家族のご希望に沿った生活が続けられるよう、日常的な金銭管理、さまざまな契約事務、役所とのやり取り等、実際の実務は「あうん」のメンバーが務めます。

「あうん」は活動を続けて10年目になりますが、利用者の方々の信頼のもとに、現在、30余名のメンバーが30余名の方々の支援活動をしています。

法定後見にも取り組んでおり、2016年9月に初めて受任しました。今後も対応していきますので、ご相談ください。

福祉クラブ生活協同組合 成年後見サポートW. Coあうん

電話 045-642-3580(直通)、045-547-1400(代表) Fax045-547-1414 へ。

E-mail : aun@fukushi-club.net <http://www.aun.gr.jp>